

情報公開・個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

西東京市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の実施状況を報告します(下表参照)。

情報公開制度は、市で保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

個人情報保護制度は、市が保有する個人に関する情報を適正に管理し、利用するための方法を定め、市民のプライバシーの権利を守ります。

■公文書の開示請求
公開の対象となる文書
市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものに限ります。

文書の公開を求めることができる人
情報公開制度による請求は、なたでもできます。なお、個人情報是不開示とし、最大限に保護しています。

個人情報保護制度による自己情報の開示請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。

開示請求の方法
情報公開コーナーにある請求書または任意の用紙に必要事項を記載

し、提出してください。請求書は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

開示・不開示の決定
請求があつた日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合があります)に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

救済の手続き
決定に納得がいけないときは、一定の期間内であれば異議申し立てをすることが出来ます。この異議申し立ては、西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、開示か不開示かを再度決定します。また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。

■情報公開コーナーをご利用ください
田無庁舎と保谷庁舎の1階にある情報公開コーナーでは、市で発行する資料をご覧いただけます。

利用時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

■市ホームページからの公文書検索
市ホームページで市が保有する公文書の検索(平成15年度以降の文書件名のみ)ができます。この機能を

平成16年度 実施状況

■情報公開制度の実施状況

公文書公開請求等件数	合計112件 内訳：全部開示決定76件 一部開示決定32件 不開示決定4件 存否応答拒否0件
異議申立て件数	9件

■個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求等件数	合計857件 内訳：全部開示決定855件 一部開示決定1件 不開示決定0件 存否応答拒否0件 不存在1件
異議申立て件数	0件

夏休み期間限定の学童クラブのご利用を

学童クラブは、小学校等に通っている児童を持つ保護者が、就労・病気等により、昼間家庭にいない場合に、家庭に代わって生活指導します。今回は、通年の募集とは別に、夏休み期間中だけ入会を希望する児童を募集します。

入会期間 7月21日(木)～8月31日(水)

対象児童 小学校1～4年生

申請用紙の配布 6月15日(水)から田無庁舎1階児童課、各児童館、各学童クラブで配布します。

申請用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

期間限定の実施のため、保護者が就労をせずに求職活動中の場合は申請できません。また、申請状況により、希望する学童クラブに近接する学童クラブになる場合があります。

申込 6月15日(水)～7月5日(火)に児童課(月～金曜日午前8時30分～午後5時)へ必要書類を添えて提出

児童課(☎☎内線1541)

わが家の健康診断をしませんか

市では、地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断し、皆さんが抱える問題に対し、適切な指導・助言等をする相談事業を行っています。

とき・ところ 7月9日(土)、9月10日(土)：田無庁舎2階ロビー
8月20日(土)：保谷庁舎2階会議室 10月15日(土)：保谷庁舎1階ロビー

いずれも午後1時30分～5時25分
相談時間は1人45分程度
定員 各回10人

対象住宅 市内にある一戸建住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上二階建以下の木造軸組在来工法による住宅 自ら所有し、かつ、居住している住宅 新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する東京都防災ボランティアに登録されている相談員

申込 6月21日(火)から電話で都市計画課へ(申込順)
都市計画課(☎☎内線2421)

国勢調査員を募集しています

受け持ち調査区内の全世帯を訪問し、調査票の配布・回収・要図(略図)名簿の作成・審査等を行う国勢調査の調査員を募集しています。

特に、田無町一～三丁目、南町一・三・四・六丁目、芝久保町一・二丁目、新町三・五・六丁目、東町二・三丁目、柳沢一～六丁目、東伏見三～六丁目、住吉町二～四・六丁目、保谷町三・四丁目、ひばりが丘二丁目を担当の方が不足しています。

募集人員 80人
応募資格 20歳以上の方で調査内容の秘密を守ることができる方(税務・警察・選挙に直接関係ある方は除く)

調査期間 9月中旬～10月中旬
報酬 一調査区4万5千円程度、二調査区8万5千円程度(世帯数により、金額は変わります)

申込 6月30日(木)までに、田無庁舎5階管財課・保谷庁舎2階保谷庁舎管理課へ。
申し込みの際に定員に達している地区もありますので、事前にお問い合わせください。

管財課(☎☎内線1221)

都営住宅の入居者を募集します

～西東京市地元割当募集～

都営住宅(あき家)の入居者を募集します。今回の募集は、東京都から市に割り当てられた「地元割当」の募集です。

申込みをできる方 次のすべてにあてはまる方に限ります。 申込者本人が市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)であること、外国人の方については、在留資格等その他の要件が必要となります。

同居親族がいること 所得(同居親族に所得がある場合は合算)が定められた基準内にあること 住宅に困っていること

今回募集する住宅の種類と戸数については、「募集の案内」をご覧ください。

申込書および募集案内の配付と受付 6月15日(水)～22日(水)に、保谷庁舎5階都市計画課および田無庁舎2階ロビー、各出張所(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)

申し込みは郵送で、6月24日(金)までに都市計画課に届いたものに限り受け付けます。

都市計画課(☎☎内線2422)

自転車は自転車駐車場に!

自転車・バイクは手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に自転車・バイクを置いていませんか。邪魔にならないように置いたつもりでも、その1台の放置自転車を契機に放置自転車が増えて行く傾向があります。一人ひとりが責任をもって路上放置をしないよう心がけましょう。

また、市では「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し保管所に移送します。撤去した自転車等を返還する際、撤去保管料として自転車は2千円、原付バイクは3千円を徴収します。有料自転車駐車場の自転車・原付バイクの一時利用料金は、100円～200円です。

周囲への迷惑や負担する額からも通勤・通学、買い物・旅行等で長時間自転車等を駐車する際は、自転車駐車場を利用しましょう。

交通計画課(☎☎内線2473)